平成２８年６月３０日

バス事業者　各位

バス運転者の飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について

平成２７年１１月、奈良県において、運行前点呼によりアルコールが検出された運転者による運行があり、また、平成２８年１月、同バス事業者において、アルコール検知器を使用せず運行前点呼を行い運行させ、運行終了時の点呼においてアルコールが検出されるという事案が発覚し、平成２８年６月２７日付けで行政処分を行ったところです。

本年５月３１日に閣議決定された「アルコール健康障害対策推進基本計画」においても、点呼時のアルコール検知器の使用と目視等での酒気帯びの有無の確認について更なる徹底を図ることとしており、政府としても飲酒運転の根絶に強力に取り組んでいる中で、多くの人命を預かる乗合バス事業において飲酒運転が行われたことは、輸送の安全に対する社会の信頼を揺るがす事態であり、誠に遺憾であります。

点呼時におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認の徹底や運転者に対する日常的飲酒に関する指導・監督の確実な実施等について、飲酒運転防止等法令遵守の更なる徹底をお願いします。

（参考）

「アルコール健康障害対策推進基本計画」（平成28 年5 月31 日閣議決定）

Ⅳ 基本的施策

１．教育の振興

（３）職場教育の推進

○自動車運送事業における運転者の飲酒運転の防止のため､講習･セミナー等を通じ、運行管理者・運転者に対してアルコールに関する基礎知識や飲酒運転の禁止等について周知・指導を行う。また、点呼時のアルコール検知器の使用と目視等での酒気帯びの有無の確認について、更なる徹底を図る。

担当：東京運輸支局　保安担当
電話：０３－３４５８－９２３７